

結監発第 25 号
令和2年8月28日

結城市長 小林栄様

結城市監査委員 廣江敏男
結城市監査委員 船橋清

令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和元年度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 準拠している基準

結城市監査基準

第2 審査の種類

令和元年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率及び第22条第1項の規定による資金不足比率の審査

第3 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査した。

第5 審査の主な実施内容

審査の実施に当たっては、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として計数を確認するとともに、関係職員の説明を聴取し実施した。

第6 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 結城市役所 監査委員室及び第2委員会室
- (2) 日 程 令和2年7月27日から8月25日まで

第7 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であると認められた。

また、健全化判断比率はいずれの比率も早期健全化基準を下回り、資金不足比率は対象となる公営企業会計のいずれにおいても資金不足額が生じなかったため算定されず、経営健全化基準を下回っているものと認められた。

審査の概要及びそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計の範囲

(結城市)予算・決算会計区分		健全化法会計区分			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率								
一般会計		一般会計等															
特別会計	住宅資金等貸付事業	公営事業会計	公営企業会計以外の特別会計		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	※公営企業ごとに算定								
	国民健康保険																
	後期高齢者医療																
	介護保険(介護保険事業)																
	介護保険(介護サービス)																
	南部第二土地区画整理事業																
	南部第三土地区画整理事業																
	公共下水道事業																
企業会計	農業集落排水事業																
	水道事業																
一 広 域 事 務 連 合 組 合 等 等	筑西広域市町村圏事務組合																
	茨城県市町村総合事務組合																
	茨城租税債権管理機構																
	茨城県後期高齢者医療広域連合																
第 三 地 方 セ ク タ ー 社 一 等	結城市土地開発公社																
	茨城県信用保証協会																
	富士見町土地区画整理事業組合																
	逆井土地区画整理事業組合																
	四ツ京土地区画整理事業組合																

- ※ 実質公債費比率は、公営事業会計のほか、一部事務組合等が負担する公債費を含めた額で、結城市的一般会計等が負担しなければならない額を対象とする。
- ※ 将来負担比率は、公営事業会計や一部事務組合等のほか、土地開発公社や土地区画整理事業組合等を含めた将来負担すべき額で、結城市的一般会計等が負担しなければならない額を対象とする。
- ※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し、結城市では5つの会計が対象となる。

2 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の各比率の状況は、次のとおりである。

【健全化判断比率の各比率の状況】

(単位：%)

	比 率 名	元年度	30 年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
(1)	実質赤字比率	— (△6.88)	— (△7.70)	—	13.24	20.00
(2)	連結実質赤字比率	— (△23.09)	— (△24.10)	—	18.24	30.00
(3)	実質公債費比率	8.3	9.2	△0.9	25.0	35.0
(4)	将来負担比率	42.5	19.2	23.3	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定（各算定式は後述する。）した結果が赤字でないため「—」で表示した。各比率の（ ）内の数値は、計算結果に基づく黒字の比率を参考として△で表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

実質公債費比率は 8.3% で、前年度と比べ 0.9 ポイント減少し、早期健全化基準（25.0%）を下回っている。

将来負担比率は 42.5% で、前年度と比べ 23.3 ポイント増加したものの、早期健全化基準（350.0%）は下回っている。

いずれの比率も国が示す基準を下回り、財政の健全段階の範囲内である。

健全化判断比率の 4 指標の算出に用いられる標準財政規模の状況は、次表のとおりである。

なお、標準財政規模は、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す指標で、令和元年度の結城市的標準財政規模は 105 億 68,618 千円で、前年度と比較し 17,834 千円（0.17%）減少している。

【結城市的標準財政規模の状況】

(単位：千円)

		元年度	30 年度	増減額
		10,568,618	10,586,452	△17,834
内 訳	標準税収入額等	7,899,137	7,694,652	204,485
	普通交付税額	2,093,943	2,168,987	△75,044
	臨時財政対策債発行可能額	575,538	722,813	△147,275

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計及び住宅資金等貸付事業特別会計）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すものである。

【一般会計等に係る実質収支額及び実質赤字比率の推移】

(単位:千円, %)

区分	元年度	30年度	29年度
一般会計	726,522	814,103	979,355
公共用地先行取得事業特別会計	※平成30年度で廃止	0	0
住宅資金等貸付事業特別会計	1,254	1,387	2,223
一般会計等実質収支額	727,776	815,490	981,578
実質赤字額 A	△727,776	△815,490	△981,578
標準財政規模 B	10,568,618	10,586,452	10,536,553
実質赤字比率 A/B×100	(△6.88)	(△7.70)	(△9.31)

(注) 実質収支が黒字の場合、「実質赤字比率」は負の値となる。

一般会計等の実質収支額が7億27,776千円の黒字となっているため、実質赤字比率は算定されない。

参考として実質収支の黒字額の比率を求めてみると△6.88%となり、前年度と比べ0.82ポイント減少し、早期健全化基準(13.24%)との差は20.12ポイントとなっている。

2会計の実質収支額の合計は7億27,776千円で、前年度と比べ87,714千円(10.76%)の減少となり、その主な要因は、平成30年度一般会計の実質収支額8億14,103千円に対して、令和元年度は7億26,522千円と、87,581千円減少したことによるものである。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の全ての会計の赤字や黒字を合算したものを標準財政規模で除し、市全体としての赤字の程度を指標化し、資金不足の深刻度を表すものである。

【連結実質赤字比率の状況】

(単位:千円, %)

区分		元年度	30年度	29年度
一般会計等（実質収支額）	A	727,776	815,490	981,578
一般会計		726,522	814,103	979,355
公共用地先行取得事業特別会計		※平成30年度で 廃止	0	0
住宅資金等貸付事業特別会計		1,254	1,387	2,223
公営企業会計以外の特別会計 (実質収支額)	B	187,490	239,732	324,160
国民健康保険特別会計		11,347	47,806	182,172
介護保険特別会計（介護保険事業）		174,797	190,120	137,393
介護保険特別会計（介護サービス）		0	676	3,606
後期高齢者医療特別会計		1,346	1,130	989
公営企業会計（資金剩余额）	C	1,525,257	1,496,241	1,495,685
南部第二土地区画整理事業特別会計		90,934	60,746	84,810
南部第三土地区画整理事業特別会計		41,579	42,232	42,963
南部第四土地区画整理事業特別会計		※平成30年度で 廃止	49,384	74,657
公共下水道事業特別会計		16	1,000	1,000
農業集落排水事業特別会計		1	1	1
水道事業会計		1,392,727	1,342,878	1,292,254
合計（連結実質収支額）(A+B+C)	D	2,440,523	2,551,463	2,801,423
標準財政規模	E	10,568,618	10,586,452	10,536,553
連結実質赤字比率	D/E×100	(△23.09)	(△24.10)	(△26.58)

(注) 連結実質収支が黒字の場合、「連結実質赤字比率」は負の値となる。

連結実質収支額が24億40,523千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は算定されない。

参考として連結実質収支の黒字額の比率を求めてみると△23.09%となり、前年度と比べ1.01ポイント減少し、早期健全化基準(18.24%)との差は41.33ポイントとなっている。

また、連結実質収支額を前年度と比べると1億10,940千円(4.35%)減少となり、その主な要因は、一般会計の実質収支が87,581千円減少したこと、南部第四土地区画整理事業特別会計が平成30年度で廃止されたことによるものである。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準ずる経費を標準財政規模で除したものの3カ年の平均値で、資金繰りの危険度を示す指標である。

【実質公債費比率の推移】

(単位:千円, %)

区分	元年度	30年度	29年度
元利償還金 A	1,347,387	1,385,294	1,509,810
準元利償還金 B	879,875	915,495	1,114,529
特定財源 C	322,429	301,651	374,960
普通交付税算入額 D	1,209,784	1,269,883	1,352,679
標準財政規模 E	10,568,618	10,586,452	10,536,553
单年度実質公債費比率 {(A+B)-(C+D)} / (E-D) × 100	7.42666	7.82751	9.76385
実質公債費比率 (3カ年平均)	29年度～元年度 8.3	28年度～30年度 9.2	27年度～29年度 10.1

実質公債費比率は 8.3% で、前年度と比べ 0.9 ポイント減少し、早期健全化基準 (25.0%) を下回った数値となっている。

減少した主な要因は、令和元年度の单年度実質公債費比率の算定において、標準財政規模が減少したが、差引かれる普通交付税算入額がより大きく減少したため算定式の分母が増加し、一方、元利償還金、準元利償還金がともに減少したことで分子の額が減少し、单年度比率が減少したことによるものである。

その結果、3カ年の平均値である実質公債費比率の算定で、平成28年度の单年度比率 (10.22351%) が算定期間から除かれ、令和元年度の单年度比率 (7.42666%) が加わったことによるものである。

【单年度比率の推移と実質公債費比率】

30年度	单年度比率		元年度
9.2%	28年度	10.22351%	8.3%
	29年度	9.76385%	
	30年度	7.82751%	
	元年度	7.42666%	

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）から、この負債の償還に充てができる基金等を控除の上、標準財政規模で除して（但し、分子・分母双方から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額（普通交付税算入額）を差し引く）指標化したもので、将来市の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

【将来負担比率の推移】

(単位:千円, %)

区分		元年度	30年度	29年度
将来負担額	A	25,118,715	23,965,168	24,427,917
充当可能財源等	B	21,139,750	22,171,609	21,897,303
標準財政規模	C	10,568,618	10,586,452	10,536,553
普通交付税算入額	D	1,209,784	1,269,883	1,352,679
将来負担比率 $\{(A-B) / (C-D)\} \times 100$		42.5	19.2	27.5
早期健全化基準			350.0	

将来負担額は251億18,715千円で、前年度と比べ11億53,547千円(4.81%)増加し、一方、充当可能財源等は211億39,750千円で、前年度と比べ10億31,859千円(4.65%)減少している。

将来負担比率は42.5%で、前年度と比べ23.3ポイント増加している。

増加した主な要因は、市庁舎建設事業に係る地方債現在高の増加と基金取崩しによる充当可能財源の減少により、将来負担比率算定式の分子の額が増加し、一方、標準財政規模の減少幅より普通交付税算入額がより大幅に減少したために分母の額も増加したもので、算定式の分子・分母の双方が増加となったが、分子の増加幅が分母より大きかったことによるものである。

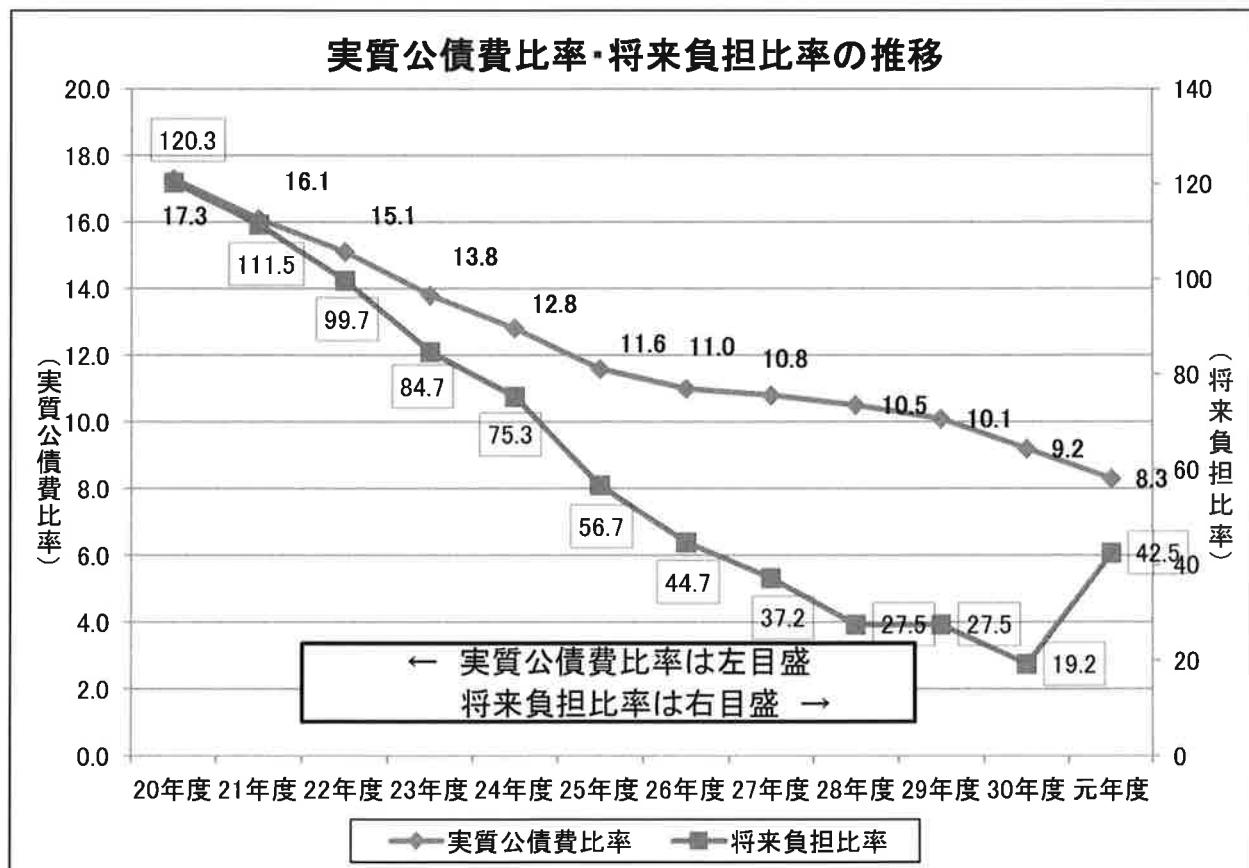
健全化判断比率の各比率の推移は、次の表・図のとおりである。

(単位：%)

比 率 名	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
実質公債費比率	17.3	16.1	15.1	13.8	12.8	11.6
将来負担比率	120.3	111.5	99.7	84.7	75.3	56.7
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
	11.0	10.8	10.5	10.1	9.2	8.3
	44.7	37.2	27.5	27.5	19.2	42.5

比 率 名	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
実質赤字比率	△5.08	△6.22	△5.82	△7.65	△10.20	△12.59
連結実質赤字比率	△17.25	△19.15	△18.72	△22.02	△25.96	△30.65
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
	△8.27	△8.64	△5.92	△9.31	△7.70	△6.88
	△24.72	△27.07	△24.36	△26.58	△24.10	△23.09

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は全会計黒字のため算出されないが、参考として黒字の比率を△で表示した。



3 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計ごとに資金不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率算定の対象となるのは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する事業及び地方財政法施行令第46条に規定する事業で、市の条例で定める事業である。

指標の算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率 (公営企業会計ごと)} = \frac{\text{資金不足額} \text{※1}}{\text{事業の規模} \text{※2}} \times 100$$

(資金不足額) ※1

- ・法適用企業：(流動負債+建設改良費等以外の目的で発行した地方債現在高－流動資産)
－解消可能資金不足額
 - ・法非適用企業：(繰上充用額+支払繰延・事業繰越額+建設改良費等以外の目的で発行した地方債現在高)－解消可能資金不足額
- (事業の規模) ※2
- ・法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額
 - ・法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

いずれの公営企業会計においても資金不足額が生じなかつたため、資金不足比率は算定されない。

また、本制度開始以来、資金不足比率が算定された公営企業会計はない。

参考として各公営企業会計の資金剩余额の状況を掲げると、次表のとおりである。

【公営企業会計別資金剩余额の推移】

(単位：千円)

会計名	元年度	30年度	29年度
南部第二土地区画整理事業特別会計	90,934	60,746	84,810
南部第三土地区画整理事業特別会計	41,579	42,232	42,963
南部第四土地区画整理事業特別会計	※平成30年度で 廃止	49,384	74,657
公共下水道事業特別会計	16	1,000	1,000
農業集落排水事業特別会計	1	1	1
水道事業会計	1,392,727	1,342,878	1,292,254

(注) 水道事業会計は「法適用企業」、それ以外の会計は「法非適用企業」

4 健全化判断比率等の算定式

(単位：千円)

<健全化判断比率>

① 実質赤字比率：一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す。

$$(-) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } \triangle 727,776}{\text{標準財政規模 } 10,568,618} \times 100 \\ \triangle 6.88\%$$

② 連結実質赤字比率：全会計を合算した一法人としての赤字額を指標化し全体としての運営の深刻度を示す。

$$(-) = \frac{\text{一般・特別・企業会計の実質赤字額 } \triangle 2,440,523}{\text{標準財政規模 } 10,568,618} \times 100 \\ \triangle 23.09\%$$

③ 実質公債費比率：一般会計等の義務的経費である公債費等の3カ年平均の指標で、資金繰りの危険度を示す。

$$\text{各年度の } \frac{\text{公債費等の額} - \text{特定財源} - \text{普通交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税算入額}} \\ (\text{平成29年度}) \quad (\text{平成30年度}) \quad (\text{令和元年度}) \\ 8.3\% = \left[\frac{896,700}{9,183,874} + \frac{729,255}{9,316,569} + \frac{695,049}{9,358,834} \right] \times \frac{1}{3} \times 100$$

④ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき負債額の実質負担額を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の高さを示す。

$$42.5\% = \frac{\text{将来負担額 } 25,118,715 - \text{充当可能財源等 } 21,139,750}{\text{標準財政規模 } 10,568,618 - \text{普通交付税算入額 } 1,209,784} \times 100$$

なお、①及び②の比率は実質収支が黒字となったため算定されないが、参考までに黒字額の比率を求めたものである。

<資金不足比率>：各公営企業会計の資金不足額を料金収入等の規模との比較で指標化し、経営状況の深刻度を示す。

公営企業会計ごとに $\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$ で求めるが、いずれの会計においても資金不足額が生じなかったため算出されない。

5 むすび

令和元年度決算に基づく健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも各算定対象会計が黒字決算となつたため算定されず、実質公債費比率及び将来負担比率についてもいずれも早期健全化基準を下回り、また、資金不足比率は全ての公営企業会計において資金不足額が生じなかつたため算定されなかつた。

従つて、各比率が健全段階の範囲内で推移していることから、本市の財政状況は指摘等をする事項は特になく、良好な状態であると認められる。

しかしながら、将来負担比率が 42.5% と前年度の 19.2% と比べ 23.3 ポイント増加している。これは市庁舎建設事業での起債により地方債現在高が増加したこと、同事業の進捗に伴い工事費として市庁舎建設事業基金を取り崩したことによるもので、健全化判断指標上マイナス要因となって現れたものである。

人口増が期待できない今日の社会経済情勢のもとで、歳入の根幹である市税収入の大幅な増加を見込むことは困難なことである。一方、歳出では少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増大や、公共施設の老朽化に対応する更新経費の増大等にも適切に対応しなければならず、財政需要の増大は避けられないものと思われる。

このため、引き続き財源の確保や事務事業の見直しを行うとともに、財政を過度に圧迫する可能性の高い事業の実施にあたつては、将来世代に過大な負担を残すことがないよう十分精査する等、将来にわたり安定した健全な行財政運営、健全な企業経営の確立に向け一層努力願いたい。